

地域包括支援センターの 委託契約における人工計算の考え方について（報告）

1. 経緯及び趣旨

国は、地域包括支援センターの3職種（主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士）について、専門職の人材確保が困難となっている社会情勢のもと、センターの安定的な運営とセンターが提供するサービスの質の担保を目的として、人員配置基準に非常勤職員等の人工合計を常勤職員に換算して常勤職員の人工として算出するという“常勤換算”に係る省令改正を行った。これに合わせ、本市において『茅ヶ崎市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例』を改正し、令和7年4月1日に施行している。

本件は、上記を踏まえ、センターの安定的な運営と提供するサービスの質の担保のため、委託契約における人工計算の考え方について改めて整理するものです。

2. 委託契約における人工計算の考え方

上記1を踏まえ、3職種の常勤職員が欠けている場合において、常勤職員の代替として現に勤務している非常勤職員等の勤務実績を適切に反映させるため、委託契約における非常勤職員等の人工の考え方を、次のように整理しました。

< 3職種の委託契約上の人工計算の考え方 >

| これまでの取扱い | 今後の取扱い |
|-----------------------------------|---|
| (1) 常勤職員1名を1人工と扱う | (1) 常勤職員1名を1人工と扱う |
| (2) 非常勤職員等は人数に関わらず <u>0人工</u> と扱う | (2) 常勤職員がいない場合であって、その代替として同じ職種の非常勤職員等 <u>1～2名</u> を合計した人工が、常勤換算 <u>0.5人工以上</u> ならば、常勤に換算した後の人工数と扱う（0.5人工未満の場合は0人工と扱う） (※1～※3) |

※1 3職種（主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士）のうち1職種まで適用可とする。

※2 非常勤職員等を合計した人工が0.1未満の場合は切り捨てとする。

例：常勤職員である保健師が欠けている場合、同じ職種である保健師の非常勤職員等が勤務する合計人工が常勤職員に換算して0.75人工であった場合、0.7人工の人員が勤務しているものと扱う。

※3 委託料における人件費の計算は、国の『介護従事者処遇状況等調査結果』における非常勤職員の各平均給与額を参考に算出する。